

Title	金利規制と処罰規定の変遷(下)
Author(s)	柴田, 武男
Citation	聖学院大学論叢, 第 25 卷(第 2 号), 2013. 3 : 105-118
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=4406
Rights	



聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository and academic archiVE

金利規制と処罰規定の変遷(下)

柴田武男

抄 録

昭和初期の新聞記事を検索すると、利息制限法改正について数多く報道がなされている。しかし、その一方で当時の帝国議会での議事録を精査すると、政府から利息制限法改正について積極的な提案は見いだせない。それでは利息制限法改正は幻で、数多くの報道はすべて誤報だったのか。そうした歴史認識を覆す文書が、国立公文書館アジア歴史資料センターに所蔵されていた。大蔵省銀行局調とあり、1936年12月24日の日付が記されている「利息制限法改正ニ関スル件」である。同資料を分析すると、当時の高金利被害を根絶しようとする意欲的で、現在の利息制限法よりも先進的な内容のものである。

キーワード； 利息制限法改正，大蔵省銀行局，秘文書，大久保偵次，昭和初期

1. 昭和初期における新聞記事の検討

拙論(上)において「デジタルアーカイブ新聞記事文庫から読み取られる利息制限法改正の動きについて」として、昭和初期における利息制限法改正の動きについて当時の新聞から関連記事を抜粋した。本稿ではまず、昭和初期における新聞記事の検討から始める。

これら一連の記事から読み取れるのは、(上)で分析したとおり、下記の点である。

1. 朝鮮利息制限令改正案に着手「京城日報」1932.9.8(昭和7)等から読み取れるように、内地だけでなく、いわゆる朝鮮・台湾・満州と占領下の外地においても実施されようとした大規模なものであった。
2. 「裁判上無効」を「法律上無効」と強化すること
 - 違犯者に対する罰則規定を制定すること
 - 違約金を負債主に返還せしむる規定を制定することなど大変厳しい刑罰規定を伴っている法案として報道されていることである。

3. 庶民金融機関の創設なども意図した、単に法案の改正だけでなく金融制度改革を伴う抜本的なものであった。
4. それにもかかわらず、法案として提出されなかったばかりか、法案そのものも公表されていない。
5. さらに、昭和11年末で改正案の報道は立ち消えになり、その顛末さえも報道された形跡はなかった。

しかし、法案は大蔵省銀行局内で秘文書として草案されていたのである。この点は後述するとして、利息制限法の改正問題が新聞記事に表れたのは、1932年9月8日の「京城日報」である。まずは、朝鮮における問題として報道が確認される。国内では、同年10月7日「大阪朝日新聞」において、「金利の一般に低下している今日、現行利息制限法の認めつつある制限利息額は高きに失する。時局国救の一策としても是非これに根本的修正を加え、国民経済の緩和に資すべしとの意見が、遂に主務省たる司法省を動かし、同省において目下その改正原案の作成中であるが、理想案を得れば次期通常議会上に提案するとのことである。」という報道が最初のもものとされる。

1932年10月から始まる一連の利息制限法改正の報道は五年後の1937年2月23日「大阪朝日新聞」まで続く。同記事には「内務省でも現下の社会情勢に鑑み利息低下の改正法規を立案中」とある。改正問題が報道されているこの時期に、利息制限法の文言が記事で確認できるのは、1939年の5月18日の「東京朝日新聞」「法網を潜る高利貸を断乎一掃のメス」という記事が最後である。しかし、同記事には利息制限法の改正という内容はなく、現行法規が守られていないという指摘があるだけである。つまり、この時点に至っては利息制限法改正の動きは新聞報道として確認できないのである。

ということは、主要新聞において日本国内で利息制限法の改正問題が新聞記事として報道されていた時期は、1932年10月7日から1937年2月23日までのほぼ五年間なのである。これだけ長期にわたって利息制限法の改正案が政府内部で検討されていると報道されているのであるから、帝国議会でも政府側から説明がなされているのかというと、盛んな報道に反して帝国議会において政府側からその詳細は語られていない。

これは実に奇妙なことである。たとえば、1936年9月8日の「報知新聞」では、「制限利息の違反は法律上無効とす」という見出しの下に「改正案の目標決定」として「六十九議会における馬場蔵相の言明に基づき大蔵省では司法、内務、商工、農林各省と提携の上現行利息制限法の改正に手を染めている」と報道されているから、当然、この当時の大蔵大臣馬場鑱一が利息制限法の改正について具体的に帝国議会で発言しているのかと、六十九議会における同蔵相の発言を精査すると、まったく利息制限法という発言は確認できないのである。「官報号外 昭和十一年六月十八日 第六十九回帝国議会貴族院議事速記録索引」などからも利息制限法が議題となった痕跡は見出せない。

確かに、大蔵大臣として馬場鑓一國務大臣は、昭和十一年五月七日衆議院議事速記録第三号において「政府は金融界の状況に即したる通貨政策並びに低金利政策、その他適当なる方策を実施し、以て事業界の健全なる繁栄と、国民全般の金融上の負債軽減を期する」とは述べている。勅選議員馬場鑓一は大蔵大臣として財政拡大政策で歴史上知られている人物であり、ここでも赤字公債の大量発行による積極財政を唱えている自説の延長にしか過ぎない。低金利は彼にとって政策としてあるのであり、利息制限法の強化によって法的にもたせられるものではなかった。

彼の低金利政策に関する自説は、昭和十一年五月十八日貴族院予算委員会議事速記録第二号の「今後の金利の問題であります、私は低金利政策を最初から唱えまして、それを無理のないように実行して行きたい、其う云う考えで今日まで進み来って居るのであります、世間では私の執りました低金利政策は、何か特別に人為的の無理をしたかの如き批評もないではないのであります、私は左様に考えて居りませぬのみならず、今後も無理に、人為的方法を以て低金利にして行こうと云う考えはないのであります」というものである。彼の大蔵大臣就任中、積極的に利息制限法を成立させて高金利規制を法的に行うという発言は確認されない。

それでは、この馬場大蔵大臣の発言に先立つ『「小口貸付会社」の創設説が有力』という見出しの「東京日日新聞」1933年9月19日(昭和8年)の「議会に提案する予定の庶民金融制度改善案についてはかねて銀行局の専任事務官の手において基礎原案の作製が急がれて来たがこの程漸く纏り目下大久保銀行局長の元において推考が重ねられている」という記事中に「現行利息制限法を改正して一般の高利貸を嚴重に取締る一方小口貸付会社に限り特例として年三割程度の高利貸付を認めること」として利息制限法の改正が明記されているのはなぜか。

利息制限法改正は、たんなる一銀行局長としての個人的な思惑なのだろうか、そうだとすると、それがなぜ新聞記事として報道されているのか。前述したように、利息制限法改正の報道はたまたま一回、何かの拍子で記事となったというのではなく、ほぼ五年間にわたって継続的に政府部内の動きとして報道されてきたのである。それはなぜか。この問題を考察する前に、大久保銀行局長一個人の思惑ではないかという仮説を検証するのに好適な材料があるのでここでその問題に解を与えておきたい。

2. 利息制限法改正における大久保銀行局長の役割

1934年に帝人事件が起きて、大久保銀行局長は有罪に問われた。帝人事件とは、疑獄事件であり、斎藤実内閣総辞職の原因となったが、起訴された全員が無罪となり、倒閣を目的にしたでっち上げというのは当時の判決でもあり、歴史的事実と確定しているので本稿では詳述しないが⁽¹⁾、『友人大久保偵次のために弁ず一帝人事件公判廷に於ける特別弁護人穂積重遠博士の弁論速記』(1937年)⁽²⁾は、大久保銀行局長の秘法案作成への関わり方に示唆するものが多大にあるので、本稿の問題に關

わる限りで検討する。

この中で穂積は、友人久保偵次を次のように評している。「久保を批判する言葉として最も多く人々の用いる言葉、而して一番ピンと来るのは「小心翼翼」という言葉であります。」さらに親しき友人たちの「厳正几帳面すぎる」「融通の利かぬ男」「所謂清濁併せ呑む豪傑タイプの人では全然ありませぬ」という久保の人物像が語られている。穂積は自ら酒を飲まないのではない飲めないのだとして、同様に、久保も賄賂を受け取らないのでは無い、受け取れないのだと。なぜか、こんな「小心翼翼」の男はいないからだ。後生に速記録として自費出版されるほどの内容である。友情溢れ、かつ真情に迫る穂積の弁論は一読に値するが、ここでの本題では無い。帝人事件は検察のでっち上げで、強引な取り調べがもたらした冤罪というのは定説となっており、現下の出来事を思わせて言及しておきたい誘惑に駆られるが、これも本題では無い。ここでは久保の人物像として、とうてい独断、個人プレーで利息制限法改正に取り組むような性格の持ち主では無いことを確認できればよいとしたいが、いささかここで筆が滑るのをご容赦いただきたい。穂積は、細い板を渡らせられる体操の授業で落ちるのを心配して、馬乗りにしがみつき皆に笑われたという一高時代の久保のエピソードを紹介している。周りを気にする年頃で、笑われるのを承知で馬乗りにしがみつき、「小心翼翼」ぶりをさらけ出すことができるのは、単なる小心者ではない。後に大蔵省銀行局長という要職に就く素地は十分であったとも評されよう。しかし、官僚の中の官僚と評される久保が組織の意向を無視して独断専行で利息制限法改正の法案作成を指示したとは考えにくい。

後述する秘法案の内容からして、政府部内に利息制限法を改正せんとする組織的意向があったと考えざるを得ない。次節以降、秘法案そのものの紹介とその検討を通して明らかにしていく。

3. 昭和11年利息制限法改正案の内容⁽³⁾

利息制限法改正案について、国立公文書館・アジア歴史資料センターにデジタル化資料として保存されているデータから読み起こして文書が下記のものである。一部修正のような書き込みも見られるが、複写データからは読み取ることができなかった。本文についても一部欠損もあり鮮明とはいえないが、できるだけ正確さで再現を試みた。

デジタル化資料をイメージとして、3頁だけ転載しておく。



現行利息制限法ハ明治十年ノ制定ニ係リ爾來同三十一年及大正八年ニ於テ若干ノ改正ヲ見タル外其ノ根本機構ニ於テ殆ンド變更ヲ加ヘラレル所ナク今日ニ及ビ居リ其ノ間社會經濟情勢ノ根本的推移ニ克ク順應シ來リタルモノトハ斷テコトヲ得ス本法ハ現下ノ諸經濟情勢ニ照シ不備缺陷不尠從ツテ又之ガ改正ヲ要スベキ點多々アルヲ認ム就中本法ノ主目的ハ高利ノ抑遏ニ在ルモノナルニ不拘之ガ過去ノ實踐ヲ見ルニ此ノ點ニ於テ殆ンド其ノ實效ヲ認ムルヲ得ス寧ろ空文ニ歸シ居レルモノト斷テモ過言ニアラザルノ狀況ナリ然ルニ所謂庶民金融ノ現狀ヲ見ルニ其ノ金利ハ著シク高利ニ上リ居リ現下金融ノ一般大勢及ビ庶民階級ノ金融上ノ利益保護ノ點ヨリ見テ看過ヲ許サザルモノアリ右諸般ノ事情ヲ勘案スルニ本法ヲ改正シテ高利ノ抑遏ニ付更ニ一層遺憾ナキヲ期スルト共ニ庶民金融

(昭和十一年十二月二十四日印)

利息制限法案

第一條 消費貸借上ノ利息ハ左ノ制限ニ依ル

元本ノ價額	百圓未満	年一割五分
同	百圓以上千圓未満	年一割二分
同	千圓以上	年一割

利息ノ約定ガ前項ノ制限ヲ超過スルトキハ其ノ超過部分ニ付之ヲ無効トス

復利ノ約定ニ付テハ債務ノ總額中最初ノ元本額ヲ元本トシ其ノ他ノ部分ノ利息ト看做シテ前二項ノ規定ヲ適用ス元本及利息ヲ區別セズシテ爲ス罰賦償還ノ約定ニ付亦同ジ

第二條 前條ノ制限ヲ超過シテ利息ノ支拂ヲ爲シタル者ハ其ノ超過部分

秘 利息制限法改正に関する件 昭和十一年十二月二十四日銀行局調

現行利息制限法は明治十年（1877年）の制定に係り爾來同三十一年（1898年）及大正八年に於て若干の改正を見たる外その根本機構に於て殆んど変更を加えられる所なく今日に及び居り其の間社会経済情勢の根本的推移に克く順応し来りたるものとは謂うことを得ず本法は現下の諸経済情勢に照し不備欠陥不尠従つて又之が改正を要すべき點多々あるを認む就中本法の主目的は高利の抑遏に在るものなるに不拘之が過去の実績を見るに此の點に於て殆ど其の実効を認むるを得ず寧ろ全く空文に帰し居れるものと謂うも過言にあらざるの状況なり然るに所謂庶民金融の現状を見るに其の金利は著しく高利に上り居り現下金融の一般大衆及び庶民階級の金融上の利益保護の點より見て看過を許さざるものあり右諸般の事情を勘案するに本法を改正して高利の抑遏に付更に一層遺憾なきを期すると共に庶民金融の堅実低利なる疎通を図るは極めて緊要の事柄に關すと認められる然る処今般司法省の起草に係る利息制限法案を検討するに大体に於て當をえたるものと認めたるも猶左記の諸點に付修正乃至留保を加ふるの要ありと思科せられる處右に依り修正乃至留保をなし以て右利息制限法案を採択するを適當と認む

記

1. 第一条第三項後段を左の如く改むること

元本及利息を區別せずして為す割賦償還の約定については元本の未償還残額に対し利息を計算することとして前二項の規定を適用すること

2. 預金限度貸付、積金者に対する貸付（貯蓄銀行法第十一条）掛金者に対する貸付（無塵業法第十条）等に於ては其の預金、積立、掛金等を當初貸付元本額より差引計算せざることに予め法の解釈を確定し置くの要あること

而して右の結果生ずべき本法の脱法的行為に対しては本法の運用上遺憾なき方法を確立し置くこと

3. 第三条第一項中「元本の一割」とあるを「元本の五分」に改むること

4. 同条同項中「超ゆることを証明して其の減額を請求することを得」とあるを「超えることを証明したる場合に限り其の超過額に付費用負担を免るることを得」に改むること

5. 同条第二項中「推定す」とあるを「看做す」に改むること

6. 第六条は無塵、頼母子講を除外するの趣旨になることに予め法の解釈を確定し置くの要あること

（昭和11、12、21 印）

利息制限法案

第一条 消費貸借上の利息は左の制限に依る

元本の価額 百円未満	年一割五分
百円以上千円未満	年一割二分
千円以上	年一割

利息の約定が前項の制限を超過するときは其の超過部分に付之を無効とす

複利の約定に付ては債務の総額中最初の元本額を元本とし其の他の部分を利息と看做すして前二項の規定を適用す元本及利息を区別せずして為す割賦償還の約定に付亦同じ

第二条 前条の制限を超過して利息の支払いを為したる者は其の超過部分の返還を請求することを得

第三条 調査料、手数料其の貸借に関する費用を債務者の負担とする約定ありたる場合に於て其の額が元本の一割以下なるときは債務者は費用の実額を超ゆることを証明して其の減額を請求することを得此の場合に於て実額を超ゆる部分は之を利息と看做す

前項に規定するものの外調査料、手数料、割引料、延期料、報酬、礼金等如何なる名義を以てするを問はず消費貸借に関し債務者の負担したるものは之を利息と推定し

前二項の規定は債務者が第三者に対して負担したるものに付ては債権者が過失なくして其の事実を知らざりし場合には之を適用せず

第四条 消費貸借上の際債務の不履行に付予定したる損害賠償の額に付ては裁判所を不当と認むるときは当事者の請求に因り相当の限度に減額することを得

第五条 人の知慮浅薄、無経験又緊急なる窮迫の状態に乘し財産上著しく不相当なる条件を以て金錢其の他の代替物の貸付を為したる者は一年以下の懲役又は千円以下の罰金に処す
常習として前項の罪を犯したる者は三年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処す

第六条 本法の規定は譲渡担保、買戻約款付売買、手形の割引又は売買等如何なる名義を以てするを問はず取引上消費貸借と同一の効果を有するものに付之を適用す

附則

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

明治十年第六十六号布告（利息制限法）は之を廃止す

商法施行法第百七条は之を削る

本法施行前に発生したる消費貸借に付ては仍従前の例に依る

4. 大蔵省銀行局「秘法案」の検討

秘とされた法案を順次検討して行く。まず、前文にあたる箇所を読んで感じられるのは「過去の実績を見るに此の點に於て殆ど其の実効を認むるを得ず寧ろ全く空文に帰し居れるものと謂うも過言にあらざる」という利息制限法そのものが通用していないという危機感である。この危機感を理解すれば次の点も容易に理解できる。

「爾来同三十一年（1898年）及大正八年に於て若干の改正」とあるうち、前者の明治31年の改正とは、明治31年6月15日に公布された「民法施行法」「第五十二条 明治十年第六十六号布告 利息制限法第三条は之を削除す」というものであり、それに対応する利息制限法の条文は、「三条 法律上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ利息ノ高ヲ定メサルトキ裁判所ヨリ言渡ス所ノ者ニシテ元金ノ多少ニ不拘百分ノ六（六分）トス」というものである。

前文でも触れられている大正8年（1919年）の若干の改正とは、下記のようなものであった。（ ）は明治期の旧上限金利。

元本100円未満一割五分（二割）

元本100円以上1000円未満一割二分（一割五分）

元本1000円以上一割（一割二分）

今回の昭和初期の秘法案では、

第一条 消費貸借上の利息は左の制限に依る

元本の価額 百円未満 年一割五分

百円以上千円未満 年一割二分

千円以上 年一割

となっており、金額区分は全く同一なのである。「高利の抑遏に付更に一層遺憾なきを期する」というのは、制限金利を引き下げることの意味するのではなく、利息制限法を実効性のあるものにする、という点を目指したものであるとここから理解できる。

また、この前文で注目されるのは「今般司法省の起草に係る利息制限法案を検討するに大体に於

て当をえたるものと認めたる」という記述である。この記述から、司法省に於いても法案が検討されていたことが伺える。利息制限法の改正法案の作業は、大蔵省銀行局の単独の作業ではなく、省庁にまたがった政府の組織的な動きであったことも理解できる。ただし、現時点では、司法省の法案については確認できていない。

それでは、利息制限法を実効性のあるものにするにはどのような改正が必要と考えたのか、この点は秘法案の前に書かれている六つの注釈から読み取れる。

これらの注釈については、

1. 第一条第三項後段を左の如く改むること

元本及利息を區別せずして為す割賦償還の約定については元本の未償還残額に対し利息を計算することとして前二項の規定を適用すること

を例として考えると、具体的には「複利の約定に付ては債務の総額中最初の元本額を元本とし其他の部分を利息と看做すして前二項の規定を適用す元本及利息を區別せずして為す割賦償還の約定に付亦同じ」という法案が対応している。改正対象となっている元々の明治10年の利息制限法では、「一条 凡ソ金銭貸借上ノ利息ヲ分チ契約上ノ利息ト法律上ノ利息トス」と書かれている簡素なもので、その結果、大蔵省法制部に地方から膨大な問い合わせが殺到し、継続して膨大な裁判が行われてきた経緯がある。この事情が影響したことは容易に推定できるが、ただし、この注釈の成立過程及び理由についてはさらなる考察が必要であることを注記して、確定は控えておく。

以下、順次法案本文の検討を行う。

第二条 前条の制限を超過して利息の支払いを為したる者は其の超過部分の返還を請求することを得

これは、

二条 契約上ノ利息トハ人民相互ノ契約ヲ以テ定メ得ヘキ所ノ利息ニシテ元金百円以下ハ一ヶ年ニ付百分ノ二十(二割)百円以上千円以下ハ百分ノ十五(一割五分)千円以上百分ノ十二(一割二分)以下トス若シ此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ引直サシムヘシ

明治10年制定の「原」利息制限法の条文と比較すると意図するところが見えてくる。「原」利息制限法で常に問題とされてきたのが、「此限ヲ超過スル分ハ裁判上無効ノモノトシ各其制限ニマテ

引直サシムヘシ」という文言であり、とくに「裁判上無効」というのが司法当局を悩ませてきた問題であった。制定以来問題となってきた箇所をあっさり削除したところに今回の法案の意気込みが読み取れる。意気込みは二条の問題にとどまらない。

第三条 調査料、手数料其の貸借に関する費用を債務者の負担とする約定ありたる場合に於て其の額が元本の一割以下なるときは債務者は費用の実額を超ゆることを証明して其の減額を請求することを得此の場合に於て実額を超ゆる部分は之を利息と看做す

前項に規定するものの外調査料、手数料、割引料、延期料、報酬、礼金等如何なる名義を以てするを問はず消費貸借に関し債務者の負担したるものは之を利息と推定し

前二項の規定は債務者が第三者に対して負担したるものに付ては債権者が過失なくして其の事実を知らざりし場合には之を適用せず

この法案にある第三条は手続き的な規定で施行細則に載せるべき内容とも判断できる。また、「原」利息制限法にあった「四条 第二条ニ依り定限利息ノ外総テ人民相互ノ契約ヲ以テ礼金棒利等ノ名目ヲ用ル者アルトモ総テ裁判上無効ノ者トス」と比較すると類似の内容に思えるが、これもまた当時「各其制限ニマテ引直サシムヘシ」という文言を巡る夥しい裁判例を垣間見ただけでも、その裁判実務上の大変が理解できる。その大変を一欠片でも理解できれば、法案第三条の文言の意味が理解できる。

また、この内容は平成18年(2006年)に改正された現行利息制限法においても「みなし利息」として「第三条 前二条の規定の適用については、金銭を目的とする消費貸借に関し債権者の受ける元本以外の金銭は、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもってするかを問わず、利息とみなす。ただし、契約の締結及び債務の弁済の費用は、この限りでない。」に類似している。「如何なる名義を以てするを問はず」という文言は「いかなる名義をもってするかを問わず」として1954年5月15日公布、同年6月15日施行された戦後の利息制限法からさらに、遡れば昭和11年(1936年)の法案から70年の時を超えて条文化されている。昭和11年の秘法案は、法律としては幻であったが、その高金利被害を無くすという精神は生き続けていたと評価できる。

本稿の問題意識からすれば白眉となるのが、以下の第五条である。

第五条 人の知慮浅薄、無経験又緊急なる窮迫の状態に乘り財産上著しく不相当なる条件を以て金銭其の他の代替物の貸付を為したる者は一年以下の懲役又は千円以下の罰金に処す
常習として前項の罪を犯したる者は三年以下の懲役又は三千元以下の罰金に処す

利息制限法は民法上の上限金利を定めた法律である。民法において懲役および罰金が科されると

いうのは瞠目すべきであるが、ここではこうした法律議論には立ち入らない。まず、この当時の千円が現在価値に換算してみる。日本銀行調査統計局『明治以降卸売物価指数統計』を参考に試算すると、昭和9年(1934)～11年(1936)平均=1とする基準価格からすると昭和11年は1.036となる。これに対応する直近の数字は、2012.07 July 666.8となっているから、計算式は 千円×666.8÷1.036として1,930,888円となる。約200万円と考えてよい数字だろう。「常習として前項の罪を犯したる者」は貸金業者と理解して、業者に対する罰金は三千元であるから約600万円相当と理解できる。

現在、出資法において下記のような罰則規定がある。

「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」

(昭和二十九年六月二十三日法律第九十五号)

(最終改正：平成一九年六月一三日法律第八五号)

(高金利の処罰)

第五条 金銭の貸付けを行う者が、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)を超える割合による利息(債務の不履行について予定される賠償額を含む。以下同じ。)の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年二十パーセントを超える割合による利息の契約をしたときは、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

3 前二項の規定にかかわらず、金銭の貸付けを行う者が業として金銭の貸付けを行う場合において、年百九・五パーセント(二月二十九日を含む一年については年百九・八パーセントとし、一日当たりについては〇・三パーセントとする。)を超える割合による利息の契約をしたときは、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。その貸付けに関し、当該割合を超える割合による利息を受領し、又はその支払を要求した者も、同様とする。

「一年以下の懲役又は千円以下の罰金」に対応するのが、「五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金」であり、後者の業者規制では「十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金」とあるから、金銭価値を換算したとしても、現在の方がはるかに厳しいと評価されるが、出資法は刑法であり、利息制限法は民法だということを考えれば、出資法という法的枠組みが無い状態において、民法で刑罰規定を設けようとした法案の革新性が理解できる。また、秘法案では形式的で定量的な上限金

利ではなく「人の知慮浅薄，無経験又緊急なる窮迫の状態に乘し財産上著しく不相当なる条件を以て金銭其の他の代替物の貸付を為したる者」という定性的な処罰規定となっている。この文言に対する評価は分かれるとしても、この文言に込められた高金利被害をなんとしても抑圧すべしという当局の熱情は伝わってこよう。

附則には、次のように定められている。

本法施行の期日は勅令を以て之を定む

明治十年第六十六号布告（利息制限法）は之を廃止す

商法施行法第百十七条は之を削る

本法施行前に発生したる消費貸借に付ては仍従前の例に依る

「明治十年第六十六号布告（利息制限法）は之を廃止す」と明確に記述してあるところに単なる改正では無いという意欲が溢れているが、「本法施行の期日は勅令を以て之を定む」という期日は記されること無く、歴史の闇から浮かび上がった秘法案は、秘のままに再び歴史の闇の中に消え去った。しかし、上述したように、高金利被害を抑圧せんとする意欲は70年経って「みなし利息」の規定などを通じて現代に蘇っていることも歴史事実として評価せねばならないだろう。

5. むすびにかえて

5年間にわたって報道されてきた利息制限法改正の動きは、政府内部で大蔵省銀行局作成の昭和十一年十二月二十四日付けの秘文書として作成されたことは確認できた。また、その法案の内容は、平成18年に大改正された貸金業法、利息制限法、出資法と比較することのできる現状でも、先駆的で革新的なものである。しかし、幻に終わった。法案の内容は公表されることも無く、また、その存在も公式には一切明らかにされなかった。政府内部の法案作成の動きは、時折伝えられる新聞報道としてしか確認できず、当時の帝国議会においても検討すらされていない。

この落差を意味するのは何であろうか。われわれはここで昭和十一年十二月二十四日という日付の意味を再確認しなければならない。この年の二月、東京は大雪に見舞われていたという。その雪は血に彩られた。二・二六事件の勃発である。日本社会の疲弊は極度に達し、青年将校たちのクーデタは暴挙として一欠片も容認できないが、かれらの行動の背後に農村の困窮、社会的弱者の窮迫した社会情勢があったことも否定できない。その危機感は軍部青年将校たちだけのものではなかったのか。

秘法案の前文には、「庶民金融の現状を見るに其の金利は著しく高利に上り居り現下金融の一般大衆及び庶民階級の金融上の利益保護の點より見て看過を許さざるものあり」とあり、法案の第五

条には、「人の知慮浅薄、無経験又緊急なる窮迫の状態に乘し財産上著しく不相当なる条件を以て金銭其の他の代替物の貸付を為したる者」という文言がある。文官の文官たる大蔵官僚にも日本社会の現状に対する当然の危機感があつた。両者の危機感は通底していた。

かたや暴力に訴え、かえって日本を危機の中に追い込んでしまった。愚挙としか言いようが無い。かたや、密室で法案作成に奔走した者たちがいた。高金利で苦しむ庶民を救済せんとする情熱はあつた。なんとか世にだそうと、新聞にリークされた形跡は新聞記事から読み取れる。しかし、密室の作業は社会から孤立し、歴史の闇から浮上して、歴史の闇に消え去っていった。ここからなにを教訓とすべきなのか。

われわれは現在、貸金業規制法を改正し、高金利規制と総量規制を二本柱とする貸金業法を持ち、多重債務問題の解決に大きく前進した。それは、金融庁及び法務省の密室作業からだけで生まれたのではない。「庶民階級」の支持する社会運動が大きくなうねりとなって成立させたのではなかったのか⁽⁴⁾。

社会を改革する方法は無数にあらう。しかし、「人の知慮浅薄、無経験又緊急なる窮迫の状態に乘し」する者を排除し、社会的弱者の立場に立った改革の道は限られていることを歴史の教訓として学びたい。

注

- (1) 東京日日新聞「巨頭揃いの大裁判既に二百十五回判決は今年末頃か」(1937.3.29) および河合良成『帝人事件 三十年目の証言』講談社、1970年。を指摘すれば十分であらう。
- (2) 『友人久保偵次のために弁士一帝人事件公判廷に於ける特別弁護人穂積重遠博士の弁論速記』(1937年)は、昭和12年9月小笠原喜太郎の個人名で非売品として発行されている。現在は、インターネット公開(保護期間満了)で国立国会図書館デジタル化資料としてPDF版が読める。
- (3) 利息制限法改正に関する件【階層】国立公文書館>財務省>財務省>昭和財政史資料>第6号>昭和財政史資料第6号第34冊【レファレンスコード】A09050482600【画像数】10「JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. A07062785900, 記録材料・考案十三括・法制部(国立公文書館)」
- (4) この点に関しては、拙稿「貸金業規制法改正の背景」『市民政策』第51号、市民がつくる政策調査会、2007年2月1日。を参照のこと。ここで改正の背景として「30年以上も多重債務者問題を戦い抜いてきた全国クレジット・サラ金問題対策協議会を中心とする運動団体であり、サラ金被害者の怨念」(12-13頁)と指摘した。

Interest Rate Regulation and Changes in Punishment, Part II (Conclusion)

Takeo SHIBATA

Abstract

When searching for newspaper articles in the early Showa period, one finds that there have been numerous reports on the revision of the Interest Limitation Law. However, a review of the proceedings at the time of the Imperial Diet shows that no specific proposals for the law from the government can be found. The Interest Limitation Law amendment was never mentioned in the official minutes of the proceedings, so that one might assume that the mass media of that time was mistaken in stating that the amendment had in fact been discussed. However, classified documents from The Ministry of Finance and Banks Bureau in the collection of Japan Center for Asian Historical Records, The National Archives, dated December 24, 1936, prove that a discussion of this amendment actually did take place. An analysis of the proposals set forth in this discussion, an ambitious attempt to eradicate the damage caused by high interest rates at the time, reveals that these proposals were far more advanced than the content of the current Interest Limitation Law.

Key words; Interest Limitation Law amendment, Ministry of Finance and Bank Bureau, Classified Documents, Teiji Okubo, Early Showa period